厚生労働省
愛知労働局 Press Release

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～労災かくしの疑い～

半田労働基準監督署（署長 浦本尚一）は、令和８年 11 月 10 日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで半田区検察庁に書類送検した。

記

１．被疑者

有限会社大府プラスチック工業ほか１名

（所 在 地：愛知県大府市横根町　事業内容：プラスチック製品製造業）

２．被疑条文

労働安全衛生法第 100 条第１項（報告等）

労働安全衛生規則第 97 条第１項（労働者死傷病報告）

労働安全衛生法第 120 条第５号（罰則）

労働安全衛生法第 122 条（両罰規定）

３．災害の概要

令和７年 12 月 10 日、大府市横根町に所在する被疑者有限会社大府プラスチック工業の本社工場において、被疑者の雇用する男性労働者（当時 60 歳）が、プラスチック製品製造機械の稼働部に右腕を挟まれ、右前腕打撲傷等により休業約３カ月を要する災害が発生した。

４．被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害について上記災害の発生状況を偽った労働者死傷病報告を半田労働基準監督署長に提出した疑いがあるもの。

５．参考事項

事業者が労働災害を隠すために労働基準監督署長に対し、労働者死傷病報告を、①故意に提出しないこと、②虚偽の内容を記載して提出することを一般に「労災かくし」と呼んでいる。

６．関係法条文

○労働安全衛生法第 100 条第１項（報告等）

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

○労働安全衛生規則第 97 条第１項（労働者死傷病報告）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

（略）

11　労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

（以下、略）

○労働安全衛生法第 120 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

（略）

第５号 第 100 条第１項又は第３項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかったとき。

○労働安全衛生法第 122 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。